呉市告示第120号

呉市屋外広告物条例(平成28年呉市条例第33号。以下「条例」という。)第7条第2項第10号の規定により、市長が指定する広告物又は掲出物件を次のように定めましたので、条例第46条の規定により告示し、令和2年4月1日から適用します。

令和2年3月31日

呉市長 新 原 芳 明

条例の規定による広告物,掲出物件の指定

国,地方公共団体,公益法人が表示する営利を目的としない広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)で,呉市屋外広告物条例施行規則(平成28年 呉市規則第38号)別表第2において規定する広告物等の規格に適合するもの (当該広告物等が同表において規定する広告物等の規格に定めがない場合は,条 例第9条に規定する禁止広告物でないもの)

その他これに類する団体である市民公益活動団体(呉市市民協働推進条例(平成15年呉市条例第12号)第2条第3号に規定する団体)が表示する営利を目的としない広告物等の表示面積が10平方メートル以下であるもの

なお、呉市告示第95号(平成28年3月31日付け)「条例第7条第2項第 10号の規定による広告物又は掲出物件の指定」は、令和2年4月1日付けで廃 止する。

> 担当課:都市計画課 (電話25-3366)